

(仮称)第3期すくすく大分っ子プランにおける 量の見込み及び提供体制の確保について

補足資料 2

1.概要

すくすく大分っ子プランは、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画としての位置づけを有しています。この事業計画では、法により指定された事業について、量の見込みや提供体制の確保策を定めることとされています。

ここで、量の見込みとは、その事業について、計画期間の最終年度である令和11年度までに必要となると見込まれる事業量(利用日数や利用人数など)を推計することをいいます。この推計については、国の手引きに基づき、事業に対するニーズの動向や人口推計、アンケート結果などを勘案し算出を行っており、これをもとに計画期間中に必要となる事業量を提供できる体制を確保するための方策を定める必要があります。

2.量の見込み及び提供体制の確保策を定める必要がある事業

(1) 教育・保育【資料3-1】

・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所 ・家庭的保育事業 ・小規模保育事業 ・事業所内保育事業

(2) 地域子ども・子育て支援事業【資料3-2】

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| a.妊婦健康診査事業 | i.放課後児童クラブ事業 |
| b.乳児家庭全戸訪問事業 | j.養育支援訪問事業 |
| c.利用者支援事業 | k.地域子育て支援拠点事業 |
| d.一時預かり事業 | l.子育て世帯訪問支援事業 |
| e.延長保育事業 | m.児童育成支援拠点事業 |
| f.病児保育事業 | n.親子関係形成支援事業 |
| g.子育て短期支援事業 | o.乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) |
| h.子育てファミリー・サポートセンター事業 | p.産後ケア事業 |

※児童福祉法及び子ども・子育て支援法の改正により、第2期プランからc及びl～pについて変更があります。